

船舶事故調査報告書

令和元年11月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和元年7月17日 14時20分ごろ
発生場所	三重県伊勢市村松港北東方沖 村松港第2東防波堤灯台から真方位061°837m付近 (概位 北緯34°33.4' 東経136°41.8')
事故の概要	漁船マルア丸は、投網作業中、転覆した。
事故調査の経過	令和元年7月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 マルア丸、1.3トン
船舶番号、船舶所有者等	ME3-63718（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（甲板員）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約4～5m/s、視界 良好 海象：波向 東、波高 約0.5～1.0m、水温 約23℃
事故の経過	<p>本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、あなごかご網の投網作業中、船外機のプロペラ翼に同網の目印に使うボンデン旗のロープ（以下「本件ロープ」という。）が絡索して船外機が停止し、船長及び甲板員が本件ロープを取り除こうとして船尾部に移動したところ、船尾方から乾舷（約0.7m）を越える波を受け、海水が流入して右舷船尾側に傾いた後に転覆した。</p> <p>船長及び甲板員は、海面へ投げ出され、付近で作業中の漁船に救助されたのち、病院に搬送され、甲板員が溺水による肺炎と診断された。</p> <p>本船は、船長及び甲板員が本件ロープを取り除こうとして船尾部に移動したことと本件ロープに接続したおもり及びあなごかご網の重さとで、重心が船尾側に偏った状態になり、乾舷が小さくなっていた。</p> <p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析	本船は、投網作業中、船長及び甲板員が絡索した本件ロープを取り除こうとした際、重心が船尾側に偏ったことから、船尾方から乾舷を越える波を受けて海水が流入し、右舷船尾側に傾いて転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、投網作業中、船長及び甲板員が絡索した本件ロープを取り除こうとした際、重心が船尾側に偏ったため、船尾方から乾舷を越える波を受けて海水が流入し、右舷船尾側に傾いて転覆したものと考えられる。

**再発防止策**

今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 乾舷が小さい船では、重心が偏った場合、波が舷縁を越えて海水が船内に流入しやすいので十分注意すること。
- ・ 小型船舶の暴露甲板では、救命胴衣を着用すること。